

大阪市P D C Aサイクル推進要綱 改正案

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

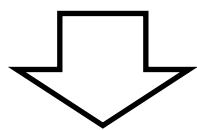
(4) 大規模事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 市が事業主体である次表の左欄に掲げる事業（都市計画の決定又は変更を伴わないものに限る。）で、その全体事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる額以上のもの。
ただし、次の事業については除くことができる。

- ・維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新で用途の変更を伴わないもの。

道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整理事業等の市街地の開発事業	10億円
上欄に掲げる事業以外の建設事業又は整備事業	用地取得費を除き10億円

イ 市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業。



【改正案】

(4) 大規模事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 市が事業主体である次表の左欄に掲げる事業（都市計画の決定又は変更を伴わないものに限る。）で、その全体事業費がそれぞれ同表の右欄に掲げる額以上のもの。
ただし、次の事業については除くことができる。

- ・維持修繕事業、災害復旧事業、耐震改修事業
- ・既存施設等の建替え又は更新で用途の変更を伴わないもの

・既に外部有識者によって、大阪市建設事業評価有識者会議（以下「建設事業評価有識者会議」という。）と同様の審議がなされているもの

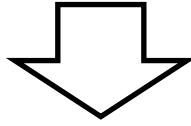
道路・街路整備事業、都市高速鉄道整備事業、都市公園整備事業、河川整備事業、港湾整備事業、廃棄物処理施設整備事業、上水道整備事業、下水道整備事業、住宅整備事業、市街地再開発事業又は土地区画整理事業等の市街地の開発事業	10億円
上欄に掲げる事業以外の建設事業又は整備事業	用地取得費を除き10億円

イ 市長が特に必要と認める建設事業又は整備事業。

(大規模事業の評価)

第6条 大規模事業の評価は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

- (3) 局長は、大規模事業評価実施方針及び前号の規定による分析の結果について、大阪市建設事業評価有識者会議（以下「建設事業評価有識者会議」という。）において委員の意見を聴き、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定する。



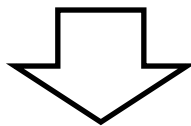
【改正案】

- (3) 局長は、大規模事業評価実施方針及び前号の規定による分析の結果について、**大阪市建設事業評価有識者会議**（以下「**建設事業評価有識者会議**」という。）において委員の意見を聴き、当該事業を実施することが適切であるかどうかを判定する。

(事業再評価)

第7条 事業再評価の対象は、維持管理や災害復旧に係るものを除き、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が国庫補助金の交付を受ける事業で、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「行政評価法」という。）第7条第1項に基づき、行政機関（行政評価法第2条第1項に定めるものをいう。）の長が定める事後評価の実施に関する計画において対象となるもの
- (2) 市が事業主体である事業（以下「市の事業」という。）で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工又は継続中のもの（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）
- (3) 事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）
- (4) その他市長が特に必要と認める市の事業



【改正案】

- (1) 同
- (2) 市が事業主体である事業（以下「市の事業」という。）で、事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工又は継続中のもの（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）**但し、事業開始以降、**

都市計画変更を実施した場合においては、当該変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお未着工又は継続中の市の事業。（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）

- (3) 事業再評価を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）
但し、事業再評価実施以降、都市計画変更を実施した場合においては、当該変更を実施した年度から5年以上が経過し、なお継続中の市の事業。（再評価を実施しようとする当該年度に事業を完了する見込みのもの、及び一定以上の事業進捗が図られ当該年度から5年を経過する年度までに事業完了の見込みがあるものを除く。）

- (4) 同